



シンポジウム：法医中毒学の現状と展望を考える本 シンポジウムの背景について

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 日本法医学会 公開日: 2013-08-27 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 小嶋, 亨, 鈴木, 修 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10271/1844

シンポジウム

法医中毒学の現状と展望を考える 本シンポジウムの背景について

小嶋 亨¹・鈴木 修²（シンポジウム座長）

¹広島大学医学部法医学教室

²浜松医科大学法医学教室

SYMPOSIUM Present and future aspects of forensic toxicology

The background of this symposium

Tohru KOJIMA¹ and Osamu SUZUKI² (Chairperson)

¹Department of Legal Medicine, Hiroshima University School of Medicine

²Department of Legal Medicine, Hamamatsu University School of Medicine

本シンポジウムを開催するに至った背景について述べる。

片山國嘉によれば、法医学とは医学及自然科学を基礎として、法律上の問題を研究し、又之を鑑定する所の医学科であるという。この定義からすると、法医学の実務には、3本の柱が考えられる。第1は医学生教育、第2は法医学に関する研究、第3は鑑定である。

第3の鑑定の主体は法医解剖であり、その解剖において求められる主な鑑定項目は死因の解明である。しかし、死因のみならず、その死に至った経過を再現することも大切である。死亡前に摂取された薬毒物と死因との関係や、死亡時におけるその薬毒物の影響を明らかにすることにより、死に方を明らかにできる。このように、法医学では死因解明のための薬毒物分析には長い歴史を有し、採証学的にも耐えうる判断資料を提供してきたが、それぞれの法医学教室であらゆる中毒に対応することは不可能である。また、分析には標準品が不可欠であるが、規制薬物の標準品入手は不可

能な状態である。

このような問題の対応をシンポジウムで取り上げたく準備していた時に、和歌山市のカレー事件が発生し、類似の薬毒物混入事件が多発した。政府はこれら一連の薬毒物事件に対応して、警察庁や厚生省に高額の予算を計上し、都道府県警察本部の科学捜査研究所や救命救急センターなどに高額の分析機器を配備した。しかし、法医学教室には全く配慮されなかった。法医学が社会に正しく位置付けされていない証明である。

法医中毒学は臨床中毒学にも深く係わるべきと考え、舟山真人先生には中毒を主な研究テーマとしていない教室での問題点とその対応策について、木村恒二郎先生には薬毒物が関与した、あるいは関与した疑いがある法医解剖における戦略について、鷺 盛久先生には理想と現実とのギャップについて、権守邦夫先生にはネットワークによる薬毒物検査の協力体制について、植木真琴氏には法医中毒分析と臨床中毒への迅速対応について基調講演をお願いした。